

2013年7月20日評議員会制定

2016年7月16日評議員会改定

日本放射光学会功労報賞内規

1. 日本放射光学会が規定する学術賞等の一つとして、日本放射光学会功労報賞を設ける。
2. この報賞は、放射光利用技術・支援の永年に渡る功に報いて授与するものである。
3. 受賞対象者は必ずしも学会員である必要はない。
4. 選考は以下の手続きによる。
 - 応募方法は学会員 10 名以上の賛同者をもって代表する学会員からの他薦とし、応募方法の詳細、応募書類は、募集要項に従う。
 - 選考は学術賞等選考委員会が行なう。
 - 学術賞等選考委員会で候補者を決定し、委員長が評議員会に諮り、評議員会の承認をもって決定する。但し、該当者がいない場合は授与しない。
 - 選考結果は、総会で報告する。
5. 表彰は、日本放射光学会年会において行う。